



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年2月26日（月） 第10176号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（児童福祉・青少年課）	2
告 示	
○解除予定保安林（森林保全課）	3
公 告	
○肥料の登録有効期間の更新（技術支援課）	3
教育委員会規則	
○公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則（福利課）	4
○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（学校人事課）	4
○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（同）	5
人事委員会規則	
○職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	9
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	9
○群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	11

■ 規則

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二号

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童福祉法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二備考8(1)イ中「404,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。

■ 告 示

◎群馬県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年2月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字川戸字城峯2363の4から2363の6まで、字諏訪沢2380の2
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年2月26日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10011号	豆腐かす乾燥肥料	有機チッソ5.3	窒素全量5.3 りん酸全量1.0	該当なし	リプロテック株式会社 群馬県前橋市富士見町赤城山1204番地の115	令和12年4月1日

教育委員会規則

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十六日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第五号

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員退職手当支給規則(昭和三十一年群馬県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 当分の間、条例第三条第二項の規定は、十一年未満の期間勤続した者であつて、六十歳(群馬県職員の定年等)に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者を除く。)に対しては適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十六日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第六号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「吾妻郡長野原町大字北軽井沢一九二四」を「吾妻郡長野原町大字応桑一五四三の三一〇」に、「長野原町立北軽井沢小学校」を「長野原町立浅間小学校」に改める。

別表第四中

沼田市利根町多那七三二	沼田市立多那那中学校
甘楽郡南牧村大字大日向一〇四五	南牧村立南牧中学校
吾妻郡長野原町大字応桑二〇の二	長野原町立応桑小学校

を

沼田市利根町多那七三二

沼田市立多那那中学校

に改

める。(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則別表中

二二〇円	三二〇円
八六〇円	九九〇円
三〇〇円	二一〇円
六六〇円	八八〇円
一、三〇〇円	一、五四〇円
一、九三〇円	二、二〇〇円
一六〇円	四七〇円
八〇〇円	一、一三〇円
一、四三〇円	一、七九〇円
二、〇七〇円	二、四六〇円
二、七〇〇円	三、一二〇円
九四〇円	一、三八〇円
一、五七〇円	二、〇五〇円
二、二一〇円	二、七一〇円
二、八四〇円	三、三七〇円
三、四八〇円	四、〇四〇円
一、七一〇円	二、三〇〇円
二、三五〇円	二、九六〇円
二、九八〇円	三、六三〇円
三、六二〇円	四、二九〇円
四、二五〇円	四、九五〇円

一三、五六〇円	一二、九二〇円	一三、一九〇円	一二、五六〇円	一一、一五〇円	一〇、五二〇円	九、八八〇円	一〇、一五〇円	八、五八〇円	七、九五〇円	七、三一〇円	六、六八〇円	七、三二〇円	六、六九〇円	六、〇五〇円	五、四二〇円	四、〇三〇円	五、八〇〇円	五、一六〇円	四、五三〇円	三、八九〇円	三、二六〇円	五、〇三〇円	四、三九〇円	三、七六〇円	三、一二〇円	二、四九〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

一五、〇三〇円	一四、三七〇円	一四、六一〇円	一三、九四〇円	一二、五一〇円	一一、八五〇円	一一、一八〇円	一一、四二〇円	九、八三〇円	九、一六〇円	八、五〇〇円	七、八四〇円	八、四五〇円	七、七九〇円	七、一三〇円	六、四六〇円	五、〇五〇円	六、七九〇円	六、一二〇円	五、四六〇円	四、八〇〇円	四、一三〇円	五、八七〇円	五、二一〇円	四、五四〇円	三、八八〇円	三、二二〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に、「二六九円」を「二七八

一四、八五〇円	一五、四九〇円	一六、一二〇円	一五、八六〇円	一七、〇六〇円	一七、七〇〇円	一八、三三〇円	一八、九七〇円	一九、二〇〇円	一九、八四〇円	二〇、四七〇円	二一、一一〇円	二二、一七〇円	二二、八一〇円	二三、四四〇円	二四、〇八〇円	二五、一〇〇円	二五、七三〇円	二六、三七〇円	二七、〇〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

一六、三六〇円	一七、〇二〇円	一七、六八〇円	一七、四五〇円	一八、六八〇円	一九、三四〇円	二〇、〇一〇円	二〇、六七〇円	二〇、九三〇円	二一、六〇〇円	二二、二六〇円	二二、九二〇円	二四、〇二〇円	二四、六八〇円	二五、三五〇円	二六、〇一〇円	二七、〇六〇円	二七、七三〇円	二八、三九〇円	二九、〇五〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

円」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十六日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。
第十三条の見出しを「(期末手当の支給日)」に改める。
第十八条の次に次の十一條を加える。

(勤勉手当を支給しない公立学校等会計年度任用職員)

第十八条の二 条例第六条の二第一項の教育委員会規則で定める公立学校等会計年度任用職員は、次の各号のいずれかに該当する公立学校等会計年度任用職員とする。
一 休職にされている者(第十四条第二項第三号イの規定の適用を受ける休職者を除く。)

二 第十二条第一号、第二号及び第四号のいずれかに該当する者

三 育児休業職員のうち、育児休業条例第七条第二項に規定する職員以外の公立学校等会計年度任用職員

(勤勉手当の支給日)

第十八条の三 条例第六条の二第一項の教育委員会規則で定める日は、群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の八に規定する日とする。

(勤勉手当の支給割合)

第十八条の四 条例第六条の二第二項に規定する教育委員会が定める勤勉手当の支給割合の基準については、次条に規定する公立学校等会計年度任用職員の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第十八条の八に規定する公立学校等会計年度任用職員の勤務成績による割合(同条及び第十八条の九において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第十八条の五 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における公立学校等会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第三の二に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十八条の六 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける公立学校等会計年度任用職員(一週間当たりの正規の勤務時間が二十時間未満の公立学校等会計年度任用職員を除く。)として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。

- 一 第十二条第二号に掲げる公立学校等会計年度任用職員として在職した期間
- 二 育児休業職員(第十四条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業をしている公立学校等会計年度任用職員を除く。)として在職した期間
- 三 休職にされていた期間(第十四条第二項第三号イの規定の適用を受ける休職者の休職の期間を除く。)
- 四 条例第九条の規定により給与を減額された期間(公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第二項に規定する休暇の期間を除く。)

五 公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第四号の規定による休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第八条第一項に規定する休日(同項の規定により代休日)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した公立学校等会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日)及び公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第九条第一項の教育委員会が指定する日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

六 公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第五号の規定による休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

七 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

八 基準日以前六箇月の全期間にわたつて勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第十八条の七 第十五条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける公立学校等会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項」とあるのは「第六条の二第一項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

2 前項の期間の算定については、同項において準用する第十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる者にあつては群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の五第二項各号に掲げる期間に相当する期間を、前項において準用する第十五条第一項第三号に掲げる者にあつては前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除外する。

(勤勉手当の成績率)

第十八条の八 成績率は、当該公立学校等会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該公立学校等会計年度任用職員が次の各号に掲げる公立学校等会計年度任用職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第六条の二第一項の公立学校等会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ教育委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 勤務成績が特に優秀な公立学校等会計年度任用職員 百分の百二十一・五以上百分の二百五以下

二 勤務成績が優秀な公立学校等会計年度任用職員 百分の百十以上百分の百二十一・五未満

三 勤務成績が良好な公立学校等会計年度任用職員 百分の九十八・五

四 勤務成績が良好でない公立学校等会計年度任用職員 百分の九十八・五未満

2 前項の場合において、公立学校等会計年度任用職員の成績率を同項第四号に該当するものとして定める場合には、当分の間、教育委員会の定めるところによるも

のとする。
 3 第一項第一号及び第二号に掲げる公立学校等会計年度任用職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、教育委員会が定める。
 第十八条の九 前条に定めるもののほか、公立学校等会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
 (勤勉手当基礎額)

第十八条の十 第十六条の規定は、条例第六条の二第二項の勤勉手当基礎額について準用する。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の準用)

第十八条の十一 条例第六条の二第四項の規定により読み替えて準用する学校職員給与条例第二十三条の二及び第二十三条の三の規定を適用する場合には、群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十三条の八から第四十三条の十四までの規定を準用する。

(勤勉手当基礎額の端数計算)

第十八条の十二 条例第六条の二第二項の勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の二(第十八条の五関係)

勤務期間	割合
六箇月	百分の百
五箇月十五日以上六箇月未満	百分の九十五
五箇月以上五箇月十五日未満	百分の九十
四箇月十五日以上五箇月未満	百分の八十
四箇月以上四箇月十五日未満	百分の七十
三箇月十五日以上四箇月未満	百分の六十
三箇月以上三箇月十五日未満	百分の五十
二箇月十五日以上三箇月未満	百分の四十
二箇月以上二箇月十五日未満	百分の三十
一箇月十五日以上二箇月未満	百分の二十
一箇月以上一箇月十五日未満	百分の十五
一箇月未満	零

別表第四中

二、二七〇円
二、九二〇円
四、一〇〇円
四、二二〇円
四、八七〇円
五、五二〇円
六、一七〇円
六、八二〇円
七、四七〇円
八、一二〇円
八、七七〇円
九、四二〇円
一〇、〇七〇円
一〇、七二〇円
一一、三七〇円
一二、〇二〇円
一二、六六〇円
一三、三一〇円
一三、九六〇円
一四、六一〇円
一五、二六〇円
一五、九一〇円
一六、五六〇円
一七、二一〇円
一七、八六〇円
一八、五一〇円

二、二八〇円
二、九三〇円
四、一〇〇円
四、二三〇円
四、八八〇円
五、五三〇円
六、一八〇円
六、八三〇円
七、四八〇円
八、一三〇円
八、七八〇円
九、四三〇円
一〇、〇九〇円
一〇、七四〇円
一一、三九〇円
一二、〇四〇円
一二、六九〇円
一三、三四〇円
一三、九九〇円
一四、六四〇円
一五、二九〇円
一五、九四〇円
一六、五九〇円
一七、二四〇円
一七、八九〇円
一八、五四〇円

四〇、二八〇円	三九、六三〇円	三八、九八〇円	三八、三三〇円	三七、〇二〇円	三六、三七〇円	三五、七二〇円	三五、〇七〇円	三三、六五〇円	三三、〇〇〇円	三一、三五〇円	三一、七〇〇円	三〇、一二〇円	二九、四七〇円	二八、八二〇円	二八、一七〇円	二六、四〇〇円	二五、七六〇円	二五、一一〇円	二四、四六〇円	二三、〇六〇円	二二、四一〇円	二一、七六〇円	二一、一一〇円	二〇、四六〇円	一九、八一〇円	一九、一六〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

四〇、三四〇円	三九、六九〇円	三九、〇四〇円	三八、三九〇円	三七、〇八〇円	三六、四三〇円	三五、七八〇円	三五、一三〇円	三三、七一〇円	三三、〇六〇円	三一、四〇〇円	三一、七五〇円	三〇、一七〇円	二九、五二〇円	二八、八七〇円	二八、二二〇円	二六、四五〇円	二五、八〇〇円	二五、一五〇円	二四、五〇〇円	二三、一〇〇円	二二、四五〇円	二一、八〇〇円	二一、一五〇円	二〇、五〇〇円	一九、八五〇円	一九、一九〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に、「二七一円」を「二七四円」

一、一六〇円	九七〇円	九四〇円	六六〇円	六三〇円	三三〇円	三六〇円	五二、五六〇円	五一、九一〇円	五一、二六〇円	五〇、六一〇円	四九、五七〇円	四八、九二〇円	四八、二七〇円	四七、六二〇円	四六、五四〇円	四五、八九〇円	四五、二四〇円	四四、五九〇円	四三、四四〇円	四二、七九〇円	四二、一五〇円	四一、五〇〇円	
を	を	を	に	に	に	に	に、「十三・〇」を「十三・二」に改める。	五二、五六〇円	五一、九一〇円	五一、二六〇円	五〇、六一〇円	四九、五七〇円	四八、九二〇円	四八、二七〇円	四七、六二〇円	四六、五四〇円	四五、八九〇円	四五、二四〇円	四四、五九〇円	四三、四四〇円	四二、七九〇円	四二、一五〇円	四一、五〇〇円
一、一七〇円	九八〇円	九五〇円	六七〇円	六四〇円	三三〇円	三六〇円	五二、六四〇円	五一、九九〇円	五一、三四〇円	五〇、六九〇円	四九、六五〇円	四九、〇〇〇円	四八、三五〇円	四七、七〇〇円	四六、六二〇円	四五、九七〇円	四五、三二〇円	四四、六六〇円	四三、五一〇円	四二、八六〇円	四二、二一〇円	四一、五六〇円	

■ 人事委員会規則

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十六日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第一号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十号)の一部

1 附則 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の第十八条の八第一項第一号から第三号までに規定する公立学校等会計年度任用職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、百分の二百五の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。

一、二〇〇円	を	一、二〇〇円	に、
一、四〇〇円	を	一、四一〇円	に、
一、四三〇円	を	一、四四〇円	に、
一、六〇〇円	を	一、六一〇円	に、
一、六七〇円	を	一、六七〇円	に、
一、七〇〇円	を	一、七〇〇円	に、
一、七三〇円	を	一、七三〇円	に、
一、七六〇円	を	一、七七〇円	に、
二、一〇〇円	を	二、一三〇円	に、
二、一五〇円	を	二、一六〇円	に、
二、四七〇円	を	二、四八〇円	に、
二、五〇〇円	を	二、五一〇円	に改める。

を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 当分の間、条例第三条第二項の規定は、十一年未満の期間勤続した者であつて、六十歳(群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号)による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者を除く。)に対しては適用しない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十六日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則別表中

二二〇円	三二〇円
八六〇円	九九〇円
三〇円	二一〇円
六六〇円	八八〇円
一、三〇〇円	一、五四〇円
一、九三〇円	二、二〇〇円
一六〇円	四七〇円
八〇〇円	一、一三〇円
一、四三〇円	一、七九〇円
二、〇七〇円	二、四六〇円
二、七〇〇円	三、一二〇円

七、三一〇円	六、六八〇円	七、三二〇円	六、六九〇円	六、〇五〇円	五、四二〇円	四、〇三〇円	五、八〇〇円	五、一六〇円	四、五三〇円	三、八九〇円	三、二六〇円	五、〇三〇円	四、三九〇円	三、七六〇円	三、一二〇円	二、四九〇円	四、二五〇円	三、六二〇円	二、九八〇円	二、三五〇円	一、七一〇円	三、四八〇円	二、八四〇円	二、二一〇円	一、五七〇円	九四〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------

を

八、五〇〇円	七、八四〇円	八、四五〇円	七、七九〇円	七、一三〇円	六、四六〇円	五、〇五〇円	六、七九〇円	六、一二〇円	五、四六〇円	四、八〇〇円	四、一三〇円	五、八七〇円	五、二一〇円	四、五四〇円	三、八八〇円	三、二二〇円	四、九五〇円	四、二九〇円	三、六三〇円	二、九六〇円	二、三〇〇円	四、〇四〇円	三、三七〇円	二、七一〇円	二、〇五〇円	一、三八〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に、「二六九円」を「二七八

二五、一〇〇円	二四、〇八〇円	二三、四四〇円	二二、八一〇円	二二、一七〇円	二二、一一〇円	二〇、四七〇円	一九、八四〇円	一九、二〇〇円	一八、九七〇円	一八、三三〇円	一七、七〇〇円	一七、〇六〇円	一五、八六〇円	一六、一二〇円	一五、四九〇円	一四、八五〇円	一三、五六〇円	一二、九二〇円	一三、一九〇円	一二、五六〇円	一一、一五〇円	一〇、五二〇円	九、八八〇円	一〇、一五〇円	八、五八〇円	七、九五〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	--------

二七、〇六〇円	二六、〇一〇円	二五、三五〇円	二四、六八〇円	二四、〇二〇円	二三、九二〇円	二三、二六〇円	二二、六〇〇円	二〇、九三〇円	二〇、六七〇円	二〇、〇一〇円	一九、三四〇円	一八、六八〇円	一七、四五〇円	一七、六八〇円	一七、〇二〇円	一六、三六〇円	一五、〇三〇円	一四、三七〇円	一四、六一〇円	一三、九四〇円	一二、五一〇円	一一、八五〇円	一一、一八〇円	一一、四二〇円	九、八三〇円	九、一六〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------

一五、七三〇円
二六、三七〇円
二七、〇〇〇円

二七、七三〇円
二八、三九〇円
二九、〇五〇円

円に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十六日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第三号

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第十三条の見出しを「(期末手当の支給日)」に改める。

第十八条の次に次の十一條を加える。

(勤勉手当を支給しない会計年度任用職員)

第十八条の二 条例第六条の二第一項の人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員とする。

一 休職にされている者(第十四条第二項第三号イの規定の適用を受ける休職者を除く。)

二 第十二条第一号、第二号及び第四号のいずれかに該当する者

三 育児休業職員のうち、育児休業条例第七条第二項に規定する職員以外の会計年度任用職員

(勤勉手当の支給日)

第十八条の三 条例第六条の二第二項の人事委員会規則で定める日は、職員の給与の支給に関する規則第二十九条の八に規定する日とする。

(勤勉手当の支給割合)

第十八条の四 条例第六条の二第二項に規定する任命権者が定める勤勉手当の支給割合の基準については、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第十八条の八に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合(同条及び第十八条の九において「成績率」という。)

を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第十八条の五 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第四の二に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十八条の六 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員(一週間当たりの正規の勤務時間が二十時間未満の会計年度任用職員を除く。)

として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。

一 第十二条第二号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間

二 育児休業職員(第十四条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業をしている会計年度任用職員を除く。)

として在職した期間

三 休職にされていた期間(第十四条第二項第三号イの規定の適用を受ける休職者の休職の期間を除く。)

四 条例第九条の規定により給与を減額された期間(会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第二項に規定する休暇の期間を除く。)

五 会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第四号の規定による休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、会計年度任用職員勤務時間等規則第八条第一項に規定する休日(同項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)及び会計年度任用職員勤務時間等規則第九条第一項の人事委員会が指定する日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

六 会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第五号の規定による休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

七 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

八 基準日以前六箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第十八条の七 第十五条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項」とあるのは「第六条の二第一項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

2 前項の期間の算定については、同項において準用する第十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる者については職員の給与の支給に関する規則第二十九条の五第二項各号に掲げる期間に相当する期間を、前項において準用する第十五条第一項第三号に掲げる者については前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除外する。

(勤勉手当の成績率)

第十八条の八 成績率は、会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号に掲げる会計年

度任用職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第六条の二第一項の会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いを行うことができる。

一 勤務成績が特に優秀な会計年度任用職員 百分の百二十一・五以上百分の二百五以下
 二 勤務成績が優秀な会計年度任用職員 百分の百十以上百分の百二十一・五未満
 三 勤務成績が良好な会計年度任用職員 百分の九十八・五
 四 勤務成績が良好でない会計年度任用職員 百分の九十八・五未満

2 前項の場合においては、会計年度任用職員の成績率を同項第四号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる会計年度任用職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、人事委員会が定める。

第十八条の九 前条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に關し必要な事項は、人事委員会が定める。
 (勤勉手当基礎額)
 第十八条の十 第十六条の規定は、条例第六条の二第二項の勤勉手当基礎額について準用する。

(職員の給与の支給に関する規則の準用)
 第十八条の十一 条例第六条の二第四項の規定により読み替えて準用する給与条例第二十条の二及び第二十条の三の規定を適用する場合には、職員の給与の支給に関する規則第二十八条の九から第二十八条の十五までの規定を準用する。
 (勤勉手当基礎額の端数計算)
 第十八条の十二 条例第六条の二第二項の勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第四の次に次の一表を加える。
 別表第四の二(第十八条の五関係)

勤務期間	割合
六箇月	百分の百
五箇月十五日以上六箇月未満	百分の九十五
五箇月以上五箇月十五日未満	百分の九十
四箇月十五日以上五箇月未満	百分の八十
四箇月以上四箇月十五日未満	百分の七十
三箇月十五日以上四箇月未満	百分の六十

別表第五中

三箇月以上三箇月十五日未満	百分の五十
二箇月十五日以上三箇月未満	百分の四十
二箇月以上二箇月十五日未満	百分の三十
一箇月十五日以上二箇月未満	百分の二十
一箇月以上二箇月十五日未満	百分の十五
一箇月未満	零

二、二七〇円
二、九二〇円
四、一〇〇円
四、二二〇円
四、八七〇円
五、五二〇円
六、一七〇円
六、八二〇円
七、四七〇円
八、一二〇円
八、七七〇円
九、四二〇円
一〇、〇七〇円
一〇、七二〇円
一一、三七〇円
一二、〇二〇円
一二、六六〇円
一三、三一〇円
一三、九六〇円

二、二八〇円
二、九三〇円
四、一〇〇円
四、二三〇円
四、八八〇円
五、五三〇円
六、一八〇円
六、八三〇円
七、四八〇円
八、一三〇円
八、七八〇円
九、四三〇円
一〇、〇九〇円
一〇、七四〇円
一一、三九〇円
一二、〇四〇円
一二、六九〇円
一三、三四〇円
一三、九九〇円

一四、六一〇円
一五、二六〇円
一五、九一〇円
一六、五六〇円
一七、二一〇円
一七、八六〇円
一八、五一〇円
一九、一六〇円
一九、八一〇円
二〇、四六〇円
二一、一一〇円
二一、七六〇円
二二、四一〇円
二三、〇六〇円
二四、四六〇円
二五、一一〇円
二五、七六〇円
二六、四〇〇円
二八、一七〇円
二八、八二〇円
二九、四七〇円
三〇、一二〇円
三一、七〇〇円
三一、三五〇円
三三、〇〇〇円
三三、六五〇円
三五、〇七〇円

を

一四、六四〇円
一五、二九〇円
一五、九四〇円
一六、五九〇円
一七、二四〇円
一七、八九〇円
一八、五四〇円
一九、一九〇円
一九、八五〇円
二〇、五〇〇円
二一、一五〇円
二一、八〇〇円
二二、四五〇円
二三、一〇〇円
二四、五〇〇円
二五、一五〇円
二五、八〇〇円
二六、四五〇円
二八、二二〇円
二八、八七〇円
二九、五二〇円
三〇、一七〇円
三一、七五〇円
三一、四〇〇円
三三、〇六〇円
三三、七一〇円
三五、一三〇円

に、「二七一円」を「二七四円」

に、「十三・〇」を「十三・二」に改める。
別表第六中

三五、七二〇円
三六、三七〇円
三七、〇二〇円
三八、三三〇円
三八、九八〇円
三九、六三〇円
四〇、二八〇円
四一、五〇〇円
四二、一五〇円
四二、七九〇円
四三、四四〇円
四四、五九〇円
四五、二四〇円
四五、八九〇円
四六、五四〇円
四七、六二〇円
四八、二七〇円
四八、九二〇円
四九、五七〇円
五〇、六一〇円
五一、二六〇円
五一、九一〇円
五二、五六〇円

を

三五、七八〇円
三六、四三〇円
三七、〇八〇円
三八、三九〇円
三九、〇四〇円
三九、六九〇円
四〇、三四〇円
四一、五六〇円
四二、二一〇円
四二、八六〇円
四三、五一〇円
四四、六六〇円
四五、三二〇円
四五、九七〇円
四六、六二〇円
四七、七〇〇円
四八、三五〇円
四九、〇〇〇円
四九、六五〇円
五〇、六九〇円
五一、三四〇円
五一、九九〇円
五二、六四〇円

に、

2 1 附 則
 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
 改正後の第十八条の八第一項第一号から第三号までに規定する会計年度任用職員
 の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、百分の二百五の範囲内で任
 命権者が定めるものとする。

二、五〇〇円	二、四七〇円	二、一五〇円	二、一二〇円	一、七六〇円	一、七三〇円	一、七〇〇円	一、六七〇円	一、六〇〇円	一、四三〇円	一、四〇〇円	一、二〇〇円	一、一六〇円	九七〇円	九四〇円	六六〇円	六三〇円
を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を
二、五一〇円	二、四八〇円	二、一六〇円	二、一三〇円	一、七七〇円	一、七三〇円	一、七〇〇円	一、六七〇円	一、六一〇円	一、四四〇円	一、四一〇円	一、二〇〇円	一、一七〇円	九八〇円	九五〇円	六七〇円	六四〇円
に改める。	に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、	に、

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
